

別表第 1 (第 3 条第 1 項関係)

商 品	基準単位置	商 品	基準単位置
(日用品)		ヨーグルト	100 グラム
合成洗剤(台所用)	10 ミリリットル	風味調味料	10 グラム
〃 (洗たく用)	100 グラム	食塩	100 グラム
〃 (住居用)	10 ミリリットル	緑茶	10 グラム
練歯みがき	10 グラム	しょう油	100 ミリリットル
石けん	10 グラム	ソース	100 ミリリットル
シャンプー	10 ミリリットル	ケチャップ	100 グラム
ヘアリンス	10 ミリリットル	マヨネーズ	100 グラム
ラップフィルム	1 メートル	食酢	100 ミリリットル
アルミホイル	1 メートル	即席カレー	10 グラム
トイレットペーパー	10 メートル	ドレッシング類	100 ミリリットル
ティッシュペーパー	10 枚	インスタントコーヒー	10 グラム
(加工食品)		インスタントココア	10 グラム
ベーコン	100 グラム	紅茶	10 グラム
ハム	100 グラム	果実飲料	100 ミリリットル
ソーセージ	100 グラム	食用油	100 グラム
インスタント粉末	10 グラム	砂糖	100 グラム
クリーム		はちみつ	100 グラム
チーズ	100 グラム	ジャム	100 グラム
かんめん	100 グラム	(生鮮食品等)	
マカロニ	100 グラム	かぼちゃ	100 グラム
スパゲッティ	100 グラム	小麦粉	100 グラム
バター	100 グラム	パン粉	100 グラム
マーガリン	100 グラム	精肉	100 グラム
みそ	100 グラム	まぐろ	100 グラム

備考 この表の基準単位置にかかわらず、基準単位置がグラムで定められている商品が製造段階等において、リットル、ミリリットル、立方センチメートルで表示されている場合にはミリリットルで、また基準単位置がミリリットルで定められている商品が製造段階等においてキログラム、グラムで表示されている場合はグラムで、それぞれ表示してさしつかえない。この場合、基準量はこの表の基準量と同量を使用すること。